

# 阿倍野区役所広報掲示板使用要領

## 1 趣旨

本要領は、阿倍野区役所（以下、「区役所」という）が、区役所所管の広報掲示板（以下「掲示板」という）を使用して情報発信するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

## 2 定義

掲示板とは、区役所総務課（区政企画）において管理し、別表に掲げるものをいう。

## 3 掲示基準

掲示板に掲示するポスター・チラシ等（以下、「掲示物」という）は、次の範囲のものとする。

### （1）区政及び市政情報

区及び市の施策及び事業やその成果等の情報

区及び市が主催または共催等する行事、事業、募集などの情報

区及び市が委託する事業等の情報

### （2）区内の指定管理者制度（公の施設の管理運営）に関する情報

ただし、指定管理者（事業者）の情報を含む場合は、広告扱いとして掲示を許可しない。指定管理者が実施する自主事業のうち区または市が承認したものは除く。

### （3）地域団体、NPO 法人、ボランティアグループなどの団体の活動のうち、区民を対象とした活動等の情報で、次の(ア)～(キ)に該当しないもの

(ア) 営利を目的としたもの

(イ) 宗教活動を目的としたもの

(ウ) 特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的としたもの

(エ) 暴力団もしくは、暴力団員の統制の下にある団体によるもの

(オ) 第三者を誹謗・中傷・差別する内容を含んだもの

(カ) 広報物に事業の主催者名・連絡先の記載のないもの

(キ) その他、公共の福祉に反する事業

### （4）その他区長が必要と認めたもの

#### 4 掲示条件

掲示物のサイズは A2 サイズ以下とする。(A4 サイズ推奨)

掲示期間は最長 3 ヶ月間とする。それ以上掲載希望の場合は再申請をすること。

掲示期間が 30 日を超える場合、掲示物にラミネート等の汚損防止加工をすること。

#### 5 使用申請

掲示板を使用しようとするものは、区政企画担当へ「阿倍野区役所広報掲示板使用申請書（様式 1）」により申請すること。またその際、掲示物またはその内容が分かるものを添付すること。前記 3(3) の場合は、「誓約書（様式 2）」も提出すること。

#### 6 使用許可

区政企画担当課長は、使用申請を受け付け、その内容が前記 3(1)～(4) のいずれかを満たし、かつ掲示場所に空きがある場合に限り、前記 3(1)～(4) の順に優先順位で使用を許可する。ただし、使用を許可した場合でも、取り消す場合がある。また、使用を許可した場合でも、掲示板の空き状況により掲示しない場合がある。その際、申請者には通知を行わない。

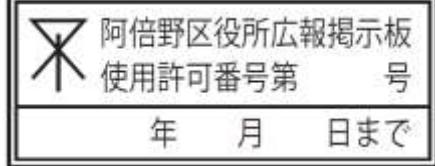
#### 7 掲示物の提出期限

使用許可された掲示物は、掲示しようとする日の直前の 15 日または月末（休日の場合は前日）までに区政企画担当に提出しなければならない。またその際、使用許可済の申請書の写しを添付すること。

#### 8 掲示物の掲示

掲示物の掲示は、掲出物の提出期限の翌週以降に、区役所掲示板使用許可済シール（図 1）を貼付の上市民協働課（市民協働）地域みまもり隊が行う。

図 1



#### 9 掲示板の運用管理

掲示板の運用管理は、区政企画担当が行う。

## 10 その他

この要領に定めのない事項または疑義が生じた場合は、区政企画担当の解釈に従うこと。

附則 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正要領は、令和 3 年 3 月 15 日から施行する。

附則 この改正要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正要領は、令和 7 年 12 月 5 日から施行する。